

令和6年2月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

国家賠償請求等事件

口頭弁論終結日 令和5年11月13日

判 決

5 [Redacted]

原 告 [Redacted]

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

10 同代表者法務大臣 小 泉 龍 司

同 指定代理人 富 岡 宏

同 齊 藤 隆 広

同 大 江 啓 一

同 佐々木 光 晴

同 佐々木 勝 弘

15 同 森 谷 加 奈 子

同 白 取 亮

同 森 晃 希

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、[Redacted]円を支払え。

第2 事案の概要

- 25 1 本件は、司法修習生であった原告が、司法修習生の修習中に行われた即
日起案方式の問題研究（以下「問研起案」という。）について、答案の作

成方法が手書きとパソコンの選択制とされておらず、手書きを強いられたため、 となったとして、憲法22条1項違反を主張するなどして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求又は憲法29条3項に基づく損失補償請求として、治療費及び慰謝料の合計 円の一部である 円の支払を求めた事案である。

2 司法修習生の修習に関する法令等の定め

司法修習生の修習（以下「司法修習」という。）に関する法令等の定めは、別紙1記載のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実及び後掲証拠等により認められる客観的事実）

(1) 当事者等（争いのない事実、弁論の全趣旨）

ア 原告は、司法試験に合格し、 、司法修習生として採用された者であり、現在、弁護士として活動している。

イ 司法研修所は、司法修習に関する事務等を取り扱うために最高裁判所に置かれた機関であり（裁判所法（令和元年6月26日号外法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）14条）、修習の指導をつかさどる司法研修所教官が置かれている（同法55条1項、2項）ほか、司法研修所長が、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理している（同法56条1項、2項）。

司法研修所には、その庶務を掌るために事務局が置かれており（司法研修所規則3条1項）、事務局長が、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理している（同条2項、3項）。

司法研修所は、修習に関して必要な事項を定めることができるとされており（司法修習生に関する規則11条1項）、司法研修所長は、これを受けて、司法修習生指導要綱（乙3）や、後記第3の1(1)イの分野別実務修習における各分野の指導準則（乙4）等を定めている。

(2) 問研起案の答案作成（争いのない事実）

原告の実務修習地は山形とされ、 から まで、山形地方裁判所刑事部において刑事裁判修習を受けていた。原告は、 の午前10時から午後3時まで、山形地方裁判所において、刑事裁判の問研起案に臨み、別紙2の答案用紙12枚分の起案を手書きで作成した（以下「本件問研起案」という。）。

(3) 原告による整形外科の受診（甲4）

原告は、 、頸部～右上肢痛を訴えて整形外科を受診し、加療 を要する と診断された。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 争点1（問研起案の答案を手書きで作成するよう指示したことの違法性）

（原告の主張）

ア 我が国において法曹資格を取得するためには、原則として、司法修習を経て裁判所法67条1項の試験である考試（以下「二回試験」という。）に合格する必要があるところ、二回試験の合否は、修習成績と二回試験の結果によって定まる。そして、問研起案は、二回試験と類似の方法で出題と解答を行うものであり、その成績は、修習成績の評価に当たっての一資料とされる。そうすると、司法研修所事務局長が問研起案の答案作成方法を手書きに限定し、手書きとパソコンの選択制を採用しなかったことは、法曹となる職業選択の自由ないし公務就任権を制約するものであり、手書き指示が必要かつ合理的なものでない限り、憲法22条1項に反して違憲となる。

そして、司法修習は法曹実務の能力を備えることを主たる目的とするところ、法曹実務においては、判決書、起訴状、主張書面その他の書面は全てパソコンで起案されており、手書きで起案する文書は皆無

5 である。そうすると、司法修習中に行われる問研起案についても、法
曹実務による書面作成と同様、手書きではなくパソコン起案とする必
要性が高い。また、海外の司法試験や弁護士試験では既にパソコン起
案が導入されており、我が国においても令和8年度から司法試験の答
案作成方法が手書きからパソコンに変更されることからすると、司法
修習中の問研起案についても、パソコン起案を採用するのは容易であ
り、かつパソコン起案とするのが相当である。

10 これに対し、被告は、問研起案における不正防止を最重視すると
ともに、合理的な費用の範囲内で全国の裁判所において一律に実施する
ことが可能な方法を検討し、答案作成方法を手書きにしたと主張する。
しかし、法曹実務の能力の習得という司法修習の主目的よりも、起案
における不正防止を優先して、実務では行われていない手書き起案を
行わせるのは不自然、不合理である。また、費用を抑えつつ不正を防
止する方法としては、各司法修習生が持参したパソコンを用い、試験
15 監督が不正な操作をしないよう監視する方法や、実務修習先の裁判所
がパソコンを用意するなどの方法もあるから、費用削減の観点から、
答案作成方法を手書きに限定する必要はない。

20 したがって、手書き指示は何の必要性、合理性もなく法曹となる職
業選択の自由ないし公務就任権を侵害するものであるから、憲法22
条1項に反して違憲である。

25 イ また、本件問研起案後に原告の ██████████ が増悪したことから
も明らかなように、問研起案の答案を手書きで作成させることは、司
法修習生の身体の傷害につながるほどの負荷を生じさせる危険がある
ところ、原告は、本件問研起案の前に、司法研修所職員に対してパソ
コン起案の許可について複数の質問をし、もって、健康上の理由によ
って手書き以外の方法によることを求めて相談等をしている。このこ

とから、司法研修所事務局長は、原告に対する安全配慮義務として、本件問研起案においてパソコン起案を選択できるようにする義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、本件問研起案を手書きで作成するよう指示した。

5 ウ 以上より、司法研修所事務局長が問研起案の答案を手書きで作成するよう指示したことは、国家賠償法上違法である。

(被告の主張)

ア 原告は、問研起案の答案を手書きで作成するよう指示したことは職業選択の自由や公務就任権を侵害するものであり、憲法22条1項に
10 反して違憲であると主張する。

しかし、司法研修所は、問研起案の答案作成方法を原則として手書きとしつつ、司法修習生が健康上の理由により特別の配慮を要する場合には、個別の対応としてパソコン起案を認めているほか、司法修習生が心身の健康の問題を相談することができる態勢を整えており、手
15 書きでの起案に対応できない者を含めた全ての司法修習生が問研起案で答案を作成、提出できるようにしている。したがって、司法研修所事務局長による手書き指示は、職業選択の自由や公務就任権を制約するものではない。

そして、問研起案を含めた司法修習の実施方法については、司法修
20 習の実施主体である最高裁判所およびその実施機関である司法研修所に委ねられているから、問研起案の実施方法に関する司法研修所の判断には、広範な裁量が認められる。

この点、司法研修所事務局長は、問研起案が成績評価の対象となることから、確実に不正防止の措置をとることを最重視するとともに、
25 職員の負担や予算の制約を踏まえて、全国の裁判所で一律に問研起案を実施する方法を検討した結果、答案の作成方法を手書きとすること

もやむを得ないと判断し、手書き指示をしたものである。原告は、手書き起案以外の代替手段として、司法修習生がパソコンを持参する方法や、配属庁がパソコンを用意する方法等を挙げるが、これらはいずれも実効的に不正防止を図ることができない方法であるか、不正防止を
5 図ることができるとしても相応の費用を要するものであるから、これらの方法を採用しなかったことが不合理とはいえない。

以上より、手書き指示は裁量の逸脱、濫用となるものではない。

イ また、原告は、手書き起案が身体や健康を害する危険を有するものであることや、原告が本件問研起案の前にパソコン起案を求めて相談等をしたことから、司法研修所事務局長は、原告に対する安全配慮義務として、本件問研起案の際にパソコン起案を選択できるようにすべき義務を負っていたと主張する。
10

しかし、手書きによる問研起案の作成は、司法修習生の身体の傷害につながるほどの負荷を生じさせるものではないし、本件問研起案の前に、原告から、健康上の理由でパソコン起案とする必要があるなどの個別の配慮を要する旨の申出はなかったから、司法研修所事務局長が、原告に対する安全配慮義務として、本件問研起案の際にパソコン起案を選択できるようにする義務を負っていたとはいえない。
15

ウ 以上より、司法研修所事務局長による手書き指示は適法であるから、原告の国家賠償請求は理由がない。
20

(2) 争点2 (損失補償請求の成否)

(原告の主張)

司法研修所事務局長は、法曹の実務能力の欠如による国民の権利義務に対する危険の防止という公共の目的で、問研起案の答案を手書きで作成するよう指示し、これにより、原告には、身体の傷害や精神的苦痛という特別の犠牲が生じている。
25

また、憲法29条3項は、財産権に特別の犠牲が課された場合の損失補償を定めているところ、財産権よりも高次の権利利益である身体に特別の犠牲が課された場合は、同項の類推適用による損失補償を認めるべきである。

したがって、原告は、被告に対し、同項に基づく損失補償請求権を有する。

(被告の主張)

原告の主張する身体の傷害や精神的苦痛は手書き指示によって生じたものではないし、憲法29条3項は、国民の私有財産の制限があった場合の規定であって、身体の侵害や精神的苦痛を対象とするものではないから、原告の損失補償請求は理由がない。

(3) 争点3 (損害ないし損失の発生及びその額)

(原告の主張)

ア 原告が手書き指示に従って本件問研起案の答案を手書きで作成した結果、原告の頸部～上肢に負荷が生じて■■■■■が増悪し、■■■■■の加療を要する状態となった。この治療に要する金額は■■■■■円を下らない。

また、原告は、本件問研起案の答案を手書きで作成するよう指示されたことにより、法曹となる職業選択の自由や公務就任権、司法研修所が職業選択の自由に配慮した取扱いをするという合理的信頼が侵害されたほか、手書きの強制による傷害に苦しみつつ、健康面や経済面に不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、法的保護に値する内心の静穏な感情を侵害された。これらの精神的苦痛を慰謝するための金額は、合計■■■■■円を下らない。

イ よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求又は憲法29条3項に基づく損失補償請求として、■■■■■

円の一部である 円の支払を求める。

(被告の主張)

全て争う。本件問研起案は身体の傷害につながるほどの負荷を生じさせるものではないから、同起案が原因で原告の身体に傷害が生じたことはない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（後掲証拠等により認められる事実）

(1) 司法修習制度の概要（乙1～6、争いのない事実、公知の事実）

ア 総説

司法修習とは、裁判官、検察官、弁護士いずれになるかを問わず、司法試験合格後、最高裁判所に司法修習生として採用された全ての者が行う法曹養成課程であり、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えることを目的とする。我が国において法曹資格を取得するためには、原則として、司法試験の合格後に司法修習を経なければならない。

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から最高裁判所によって任命され（裁判所法66条1項）、少なくとも1年間の修習をした後、同法67条1項の試験である考試（二回試験）に合格したときは、司法修習を終え、裁判官、検察官及び弁護士となる資格を得る（同法43条、67条1項、検察庁法18条1項1号、弁護士法4条）。司法修習生は、採用年度に応じた「期」を付して呼称されることがあり、原告を含む に採用された 人の司法修習生は、第 期司法修習生に当たる。

司法修習に関する事項については、最高裁判所がこれを定めるものとされており（裁判所法67条3項）、最高裁判所は、これを受けて、

司法修習生に関する規則を定めている。

イ 司法修習の内容

司法修習生は、修習期間のうち少なくとも10か月は実務を修習しなければならず（司法修習生に関する規則5条1項）、この実務修習は、司法研修所長から委託を受けた全国各地の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会が行うこととされている（同規則7条1項）。

実務修習は、司法研修所長が定める実務修習地において、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の分野ごとに各2か月ずつ、合計4クールの修習を行う「分野別実務修習」と、司法修習生が内容を主体的に選択して行う2か月の「選択型実務修習」とで構成される（司法修習生に関する規則5条3項、司法修習生指導要綱（甲）第1章第3の1(1)、第2章第1の2、第2の1）。

分野別実務修習のうち、裁判修習では、具体的な事件について、口頭弁論期日や公判期日の傍聴、弁論準備や公判前整理等の手続の立会い、判決書の起案等の修習が行われるほか、裁判修習中の司法修習生全員を対象とする合同修習の一環として、全国統一的な即日起案方式による問題研究（問研起案）が行われている。問研起案は、各実務修習庁が主催し、司法研修所教官がこれに協力する形で実施される。

ウ 司法修習の成績及び二回試験の合否

二回試験の合否は、最高裁判所に常置された司法修習生考試委員会が、修習成績と二回試験の結果によって定める（司法修習生に関する規則16条）。このうち、修習成績は、司法研修所長が司法修習生考試委員会に報告することとされているところ（同規則13条1項）、実務修習の委託を受けた各裁判所、検察庁及び弁護士会の長は、司法修習生が実務修習を終えた際、司法修習生の成績を司法研修所長に報告することとされており（同規則10条）、問研起案は、各裁判修習

の一環として、分野別実務修習の成績評価に反映される取扱いとなっている。

(2) 司法修習における健康上の配慮及び原告による健康状態の申告（乙11、12、16、弁論の全趣旨）

5 ア 司法研修所事務局長は、第[]期司法修習生の採用に先立つ[]、
[]、「司法研修所からのお知らせ」と題する文書を出し、
司法修習生採用選考申込者に対して、司法研修所宛に身上報告書を提出
10 するよう求めた。同報告書には、身体上の障害等を記載する「現在の健康状態等」欄があるほか、「健康上の配慮等」を記載する欄があり、パソコンによる答案作成や、答案作成時間の延長等、司法修習中に健康上の理由による配慮を必要とする場合は、同欄に具体的な内容及び理由を記載することとされた。

また、司法研修所事務局は、第[]期司法修習生に対して「司法修習ハンドブック」を配布し、心身の健康の問題を含めて悩みがある場合
15 は、同事務局に設けられた「司法修習生相談窓口」のほか、司法研修所の教官や配属庁会の指導担当者に相談するよう周知した。

イ 原告は、司法修習生採用選考の申込みにあたって、上記身上報告書を提出したが、そこでは、現在の健康状態等は「良好」と記載されおり、「健康上の配慮等」欄には何も記載されていなかった。

20 (3) 第[]期司法修習における刑事裁判の問研起案の実施（乙9、10、13～15、争いのない事実、弁論の全趣旨）

ア 司法研修所長は、[]、各地方裁判所長に対し、第[]期司法修習の刑事裁判の問研起案について、裁判科目担当の司法研修所教官がその問題を作成すること、司法研修所において起案要領
25 を定めること等を通知した。また、司法研修所事務局長は、同日、各地方裁判所事務局長に対し、分野別実務修習の各クールにおける刑事

裁判の間研起案の実施日時のほか、間研起案における起案の作成は手書き（別紙2の起案用紙に1行おきに記載する。）によるものとし、パソコン等の使用は不可とすること、手書きによることができない司法修習生については、修習指導官が司法研修所教官と別途その取扱いについて協議すること等を記した書簡を送付した。

司法研修所は、XXXXXXXXXX、第XXXX期司法修習生全体に対し、各クールにおける刑事裁判の間研起案の日時や持参資料等を案内し、その際、黒のペン、ボールペン、サインペン等の筆記用具を持参するよう指示した。また、司法研修所の刑事裁判教官室は、XXXXXXXXXX、第XXXX期司法修習生全体に対し、間研起案の答案の作成方法について、必要があつてパソコンによることの許可を得た者以外は、手書きによつて作成するよう周知した。

イ 原告は、刑事裁判修習の期間中であつたXXXXXXXXXXの午前10時から午後3時まで、山形地方裁判所庁舎内の会場で刑事裁判の間研起案を行い、別紙2の起案用紙12枚分の起案を手書きで作成した（本件間研起案）。

2 争点1（間研起案の答案を手書きで作成するよう指示したことの違法性）に対する判断

(1) 原告は、司法研修所事務局長が間研起案の答案を手書きで作成するよう指示し、手書きとパソコンの選択制にしなかつたことは、法曹となる職業選択の自由ないし公務就任権を侵害するものであり、憲法22条1項に反して違憲であると主張する。

しかし、そもそも原告は実際に手書きの方法で間研起案の答案を作成し、その後、二回試験に合格して弁護士資格を取得しているところ（顕著な事実）、手書き答案の作成指示によつて、原告の職業選択の自由や公務就任権が現実には侵害されたことの具体的な主張立証はない。したが

って、これらの権利侵害を理由に精神的苦痛が生じたという原告の主張は前提を欠くものである。ほかに、原告は、手書き起案の作成を強いられた結果、 を発症したと主張するが、上記事実関係に照らすと、仮にこれが事実であったとしても、それは職業選択の自由や公務就任権の侵害といった憲法上の権利侵害の問題とは異なる問題というほかない。したがって、憲法違反をいう原告の主張は採用できない。

また、原告が実際に職業選択の自由や公務就任権を侵害されたかどうかを措くとしても、問研起案において手書き指示をすることが憲法違反の問題を生じさせないと解されることは次のとおりである。

すなわち、上記手書き指示は、司法修習の成績の一資料となる問研起案について、答案の作成方法を原則として手書きに限定するものであるが、一方で、司法研修所は、健康上の理由によって手書き起案が困難な者については、事前の申請により、パソコンによる答案作成を認めている（1(2)ア）。そうすると、手書き指示の下でも、健康上の理由によって手書き起案に対応することができない司法修習生については、手書き以外の方法によって問研起案を受験し、これを司法修習の成績に含めて評価される機会が確保されているといえる。したがって、上記手書き指示は、問研起案の受験や二回試験の合格を妨げるものではなく、法曹となる職業選択の自由ないし公務就任権を制約するものではないから、憲法22条1項に反しない。

これに対し、原告は、パソコン起案が認められる要件は曖昧であるし、司法修習生がパソコン起案を申請しても、司法研修所がこれに応じる義務はなく、申請を黙殺する可能性もあるから、パソコン起案の許可の手続は形骸化していると主張する。しかし、手書き答案の作成を困難とする健康上の理由やこれに対する対応は様々であるから、司法研修所が、事前の申請の要件として、「健康上の理由によって手書き起案が困難な

者」としていることは、健康上の理由に広く配慮するための措置として合理的なものといえる。原告は、申請が黙殺される可能性もあると主張するが、抽象的な可能性を指摘するものにすぎず、これがパソコン起案の許可の手續の形骸化を示す事情であるともいえない。

5 (2) 次に、問研起案の答案を手書きで作成するよう指示したことが国家賠償法上違法かどうかを検討すると、裁判所法は、法曹養成制度である司法修習の実施主体を最高裁判所とし、その実施機関として最高裁判所に司法研修所を設置するとともに、司法修習に関する事項を最高裁判所の決定に一任している（同法14条、67条3項）。また、最高裁判所は、
10 司法修習生に関する規則において、司法修習の期間や二回試験の可否の決定方法等を定めるとともに、司法修習の成績評価を含めた具体的な司法修習の実施方法については、司法研修所がこれを定めることができる
15 としている（同規則11条1項）。そうすると、問研起案を含めた司法修習の実施方法については、その実施機関である司法研修所に広範な裁量が認められており、これが社会通念上著しく合理性を欠いて明らかに裁量を逸脱・濫用したものと認められる場合を除き、違法とならないと解すべきである。

この点、原告は、現在の法曹実務において、裁判官、検察官、弁護士が作成する各種書面の大部分はパソコン起案とされており、法曹としての能力を図るための試験として手書き起案の方法を採ることに合理性は
20 ないと主張する。しかし、そもそも、法曹実務家として必要な能力（事実認定能力、論理的思考力、法的知識、文章作成能力等）を見る方法として、手書きによる答案によることが不適切であると解すべき根拠はないから、司法研修所が第■■■■期司法修習生の問研起案の作成方法を原則
25 手書きとし、健康上の理由によって手書き起案が困難な者については、申請に応じて別途対応するとしたことに裁量の逸脱、濫用を認める余地

はない。確かに、現在の法曹実務において、書面作成はパソコンの方法
によることが多いのは事実であるし、令和8年度から司法試験において
パソコンによる答案作成が開始される見込みであることも事実であるが
(甲40～42)、そもそも、試験の具体的な実施方法は試験の実施機
5 関の広範な裁量に委ねられる。特に、法曹の採用・養成過程における試
験でのパソコン使用の実現のためには、確実な不正防止や職員の負担、
予算の制約といった種々の検討を要するところ、原告が問研起案の答案
を作成した [REDACTED] の時点において、これらの検討課題が解消し
ていたことを示す証拠もない。したがって、その時点において、司法研
10 修所が答案作成方法についてパソコン使用を原則としたり、手書きとパ
ソコンの選択制とする義務を負っていたとは認められない。

原告は、手書きの答案を作成することによる身体的な負担も主張する
が、問研起案は、別紙2のとおり、1頁26行(ただし1行おき)の答
案用紙に、10～20枚程度の起案を作成するというものであり(本件
15 では5時間の時間制限があった)、司法修習生の身体に過度の負担を課
すものとまではいえない。

以上によれば、問研起案の答案を手書きで作成するよう指示したこと
が社会通念上著しく合理性を欠くとはいえず、明らかに裁量を逸脱・濫
用したものとは認められない。

20 (3) また、原告は、手書き指示が司法修習生の身体に傷害を生じさせる危
険を有することや、原告が本件問研起案の前にパソコン起案について複
数の質問をしたことから、司法研修所事務局長は、原告に対する安全配
慮義務として、本件問研起案の答案作成方法を手書きとパソコンの選択
制にすべき義務を負っていたと主張する。

25 しかし、手書き起案によって司法修習生一般の身体に傷害を生じさせ
る危険があるとはいえないことは、上記(2)のとおりである。また、原告

は、司法修習生の採用の申込みの時点で、健康上の理由により個別の配慮を要する旨の申出をしていなかったのであるし（1(2)イ）、原告は司法研修所にパソコン起案の許可について複数の質問をしたというものの、具体的に健康状態を申告して配慮を求めたものではないから、そのことにより、司法研修所事務局長が原告に対する安全配慮義務を負うともいえない。

(4) 以上より、司法研修所事務局長が問研起案の答案を手書きで作成するよう指示したことは、国家賠償法上違法なものではない。他に原告が種々主張する点は、いずれもこの結論を左右しない。

よって、原告の国家賠償請求は理由がない。

3 争点2（損失補償請求の成否）に対する判断

原告は、手書き指示によって原告に生じた身体の傷害及び精神的苦痛については、憲法29条3項の類推適用により、損失補償が認められるべきであると主張する。

しかし、同項は私有財産に特別の犠牲を課した場合の規定であって、身体の侵害や、私有財産の制約に付随しない精神的損失に対する補償を想定したものではないから、本件において、原告の主張する身体の傷害や精神的苦痛について、同項を類推適用する余地はない。


よって、原告の損失補償請求は理由がない。

第4 結論


以上より、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部

裁判長裁判官

本多 幸嗣 

裁判官

加賀谷 友行 

5

裁判官

長崎 壮士 汰 

別紙 1

司法修習生の修習に関する法令等の定め

1 裁判所法（令和元年6月26日号外法律第44号による改正前のもの）

5 (抄)

14条

裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

10 43条

判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

55条1項

最高裁判所に司法研修所教官を置く。

15

55条2項

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

20 56条1項

最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

56条2項

25 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

66条1項

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

5

67条2項

司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

10

67条1項

司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

67条3項

15

前項に定めるもののほか、第1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

2 検察庁法（抄）

18条1項

20

二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

1号 司法修習生の修習を終えた者

2・3号 （略）

25

3 弁護士法（抄）

4条

司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

4 司法修習生に関する規則（抄）

4 条

5 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

5 条 1 項

10 司法修習生は、修習期間のうち、少なくとも十箇月は実務を修習しなければならない。

7 条 1 項

15 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

10 条

20 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

11 条 1 項

25 司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

1 2 条 1 項

裁判所法（昭和 2 2 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）第 6 7 条第 1 項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下「委員会」という。）を常置する。

5

1 3 条 1 項

司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

10

1 6 条

委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によって、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

15

5 司法研修所規則（抄）

3 条 1 項

司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

3 条 2 項

20

司法研修所に事務局長及び事務局次長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が補する。

3 条 3 項

25

司法研修所事務局長は、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

以上

これは正本である。

令和6年2月6日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 富 樫 卓 也

